

女兒の言動は、他人に殺意を抱かせるようなものでは決してなく、特段の落ち度は認められない。」(家裁)にもかかわらず、加害者にも理があり、被害者にも非があるかのような報道や風評が流布されるからだ。犯罪やいじめは、被害者の問題ではなく、あくまでも加害者の問題であり、責任である。

○ネット上のトラブル。事件当日の2校時休み時間の交換日記に関するトラブル。4校時の国語の時間、少女(加害女兒)が作文に「殺す」という言葉を書き連ねたこと。そして、4校時終了のチャイムが鳴った後、少女が、「ちょっと、いい?」と被害女兒を学習ルームへ誘ったこと。それらが、すべての学校の日常的な出来事とは言えない。だが、少なからぬ学校で少なからず起こっている現象であると思う、その直後の学習ルームにおける残忍な行為を除いて……。したがって、圧倒的大多数の学校で、越えてはならない一線を越えてしまう事件は起こっていない。しかし、「提言」のように、失敗に学ぶ姿勢で、どの学校でも起こり得る事件と受け止め、学校は常日頃から、保護者と連携して、粘り強く、細やかで、親身な児童・生徒理解に努めなければならぬ。

○事件発生直後、駆けつけた消防隊員の

問いに、「私がカッターで切りました。」と答え、自分の凶行や惨劇に至る経緯を悪びれずにしゃべり続けた少女。事件の翌日、総合的に判断して「ごく普通の女の子」(児相)と報じられた少女。「自分はいろいろな意味で中間」と自らを評した少女。最後の審判の場で、反省や謝罪の言葉を促されながら、応じなかった少女。そして、書名になっている次兄の言葉、「謝るなら、いつでもおいで」が示すように、今もって謝罪のない少女。――なぜ、このような少女が、あのような凄惨な事件を起こしたのか。家裁は、事件の本質を、「怒りを覚えると、現実逃避か攻撃かという両極端な対処しかできない少女の特性が、ホラー小説などの影響によって、攻撃的な自我を肥大させた。会話でのコミュニケーションが不器用な少女にとって、交換ノートやインターネットが唯一安心して自己を表現し、存在感を確認できる『居場所』になっていた。少女は、ネット上のトラブルを『居場所』への侵入ととらえて怒りを覚え、攻撃性を高めて、とうとう確定的殺意を抱くに至り、計画的に殺害に及んだ。」としている。

――では、親や教師は、子どもをどのように育めばよいのか。そのヒントは、少女が収容された児童自立支援施設の、

「どこにでもいる優しそうなおばさん」と評される精神科医に求められる。この医師は、子どもに向き合い、過ちを犯した子どもをありのままに受け入れ、時にその人生に巻き込まれることもためらわない包容力があり、重大事件を起こした子どもの成長の傍らに、いつも影法師のように寄り添っている。そして、子どもの頑なに心に少しずつ分け入り、心を通わせる。――少年事件は、少年法や児童福祉法の厳罰化によって抑止されるものではない。



○被害女兒の父親は、我が子のネット上のトラブルや少女とのめめ事を知らなかった。少女の両親も把握しておらず、少女の事件前の変調にも気づかなかつた。学校も、5年生のときの担任が、

「パソコンという共通する趣味があり、交換日記もしていました。2人で小説を書いたりしていましたし、2人でケンカするとは思えなかった。」と語ったように、事件の予兆に気づく教師はいなかった。だが、それを責める気にはなれない。とても他人事とは思えないのだ。――「親は、子どものすべては理解できないと分かったうえで、理解する努力を続けて下さい。それぞれの家がそれぞれのやり方で。」(被害女兒の父親)しかないのかも知れない。

「謝るなら、いつでもおいで」を読んだ、あらためて、「検証委員会」の「提言」の重さを感じました。「佐世保小6同級生殺害事件」の教訓は、「提言」の教訓であり、親御さんや先生方のみならず、学校に集うすべての方が、真摯に耳を傾けるべき教訓であるからです。

12年前、「提言」は、27万部印刷され、県内の小・中学校、高校の先生方全員に配付されました。そして、各校で、「提言」を自校の教育実践に生かすための研修が行われました。しかし、事件から20年以上経った今、事件そのものを知らない若い先生がいます。

学校における取り返しのつかない少年事件を防ぐために、「提言」を風化させない取り組みを切に願っています。